

1. 子どもの事故防止と安全対策について

(2) 小中学校の校舎や校庭での事故防止と安全対策について

- ① 転落事故防止のための定期的安全点検と検証について
- ② 体育の授業や部活動での事故防止と安全対策について
- ③ 運動会・体育祭での組体操や競技の事故防止と安全対策について

**【答弁】**

1. 子どもの事故防止と安全対策についての(2)の①から③につきまして、順次お答えいたします。

まず、①についてでございますが、本市の学校事故のうち、教室や校舎内で起こる主な事故内容といたしましては、不注意による転倒や階段の踏み外しなどによる事故がございます。

各校の転落事故の防止対策といたしましては、事故につながる危険箇所の有無について、定期的に教職員による安全点検を実施しており、改善すべき箇所には、教室の窓部分に転落防止柵を設置するなどの対策をしております。また、学校で起こった事故については、職員会議等で事故状況の共有や事故検証を行い、「高い所に登って窓ふきをしない」などの児童生徒への具体的な安全指導や安全教育も含め、未然防止と再発防止に努めているところでございます。

次に、②についてお答えいたします。

各校の体育の授業におきましては、準備運動・整理運動を入念に行い、児童生徒の個人差に十分配慮した授業展開を行っております。加えて、教員の指導力向上を目的とした実技研修や事故の未然防止のための指導研修を実施しております。

また、部活動におきましては、適切な水分補給や休息をとるなどの科学的根拠に基づいた効果的な指導を行うことができるよう、部活動の指導研修を実施して

おり、今後も研修を継続してまいります。

さらには、専門性のある部活動指導員を活用し、教員への過重な負担の軽減などを図ることについて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、③についてお答えいたします。

本市では、今年度の秋に体育大会を予定しております中学校につきましては、生徒の体格や体力等の個人差が大きいことから、8校すべてで組体操の実施は予定されておりません。一方、6月に行われた小学校の運動会におきましては、16校中15校で組体操が実施されました。

本市といたしましては、これまで、集団づくりや信頼関係を築くなどの教育的意義が認められる組体操そのものを禁止はしないものの、事故の危険性の高いものは避け、児童の体力実態に即したものとなるよう配慮するなど、その内容の見直しを各校に指導してきたところでございます。実施にあたっては、安全に配慮した指導をするための実技研修を行い、補助教職員の複数配置やマットを使用するなど、安全性の確保に努めております。

このような中、大阪府教育庁より、府内市町村に対して、実施の有無も含め、内容の再検討について依頼がありました。これを受け、本市といたしましても、来年度の小学校の組体操実施の在り方について、各校の状況も勘案しながら、子どもの安全を最優先に考え、その対応を検討してまいりたいと考えております。

また、組体操以外の危険度が高い競技につきましても、競技の中止やルール変更を行うなど、安全対策に努めるよう、引き続き、学校を指導してまいります。

本市教育委員会といたしましては、今後も、安全で安心な学校を実現するため、事故防止に向けた安全対策を学校全体で組織的に行い、全ての子どもたちに、自ら危険を予測し、自らの命を守ることができる能力が育まれるよう、学校を指導・支援してまいります。